

指定短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人健勝会が設置する特別養護老人ホームさくら（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護事業〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、その他の従業者（以下「短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 利用者が事業の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

7 前6項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム さくら
- (2) 所在地 大阪市中央区農人橋1丁目4番20号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所業務を統括し、従事者の管理及び指導を行う。
- (2) 医師 1名(非常勤兼務)
医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名(常勤兼務)
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (4) 看護職員
看護師 4名以上(常勤職員兼務、非常勤職員兼務)
看護職員は、利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (5) 介護職員 46名以上(常勤職員兼務、非常勤職員兼務)
介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (6) 管理栄養士 1名
管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 介護支援専門員 2名(常勤兼務)
- (8) 機能訓練指導員 2名(常勤職員兼務、非常勤職員兼務)
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (9) 事務職員 2名(常勤職員兼務、非常勤職員兼務)
必要な事務を行う。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、16名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

2 居室数は、6室とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事等の介護サービス
- ② 食事の提供
- ③ 社会生活上の便宜の提供
- ④ 機能訓練
- ⑤ その他日常生活上の世話
- ⑥ 健康管理
- ⑦ 療養上の世話
- ⑧ 相談、助言及び援助
- ⑨ 送迎サービス

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

- (1) 食費の提供に要する費用 1,445円/日
内訳（朝食：335円、昼食：600円、夕食：510円）
- (2) 滞在に要する費用 多床室 915円/日
- (3) サービス提供記録の複写物 10円/枚
- (4) レクリエーション、クラブ活動経費 実費
- (5) 日常生活上必要となる諸費用 実費
- (6) キャンセル料（利用中止料）

利用前日までにご連絡のなかった場合 600円/日

4 第3項について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97条の4〕の規定により介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者に有っては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。また、利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の送迎の実施区域は、大阪市中心区、東成区、天王寺区の区域とする。

（衛生管理等）

第10条 事業を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族・介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 前項の内、(1)、(2)及び(4)については講じるように努めるものとする。
 - 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ない身体拘束等)

第15条 事業所は、事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 〔身体拘束に関する説明書・経過観察記録〕に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(苦情処理)

第16条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(非常災害対策)

第18条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、全ての短期入所介護従事者に対し(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置

を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設の利用に当たって、入所者の共同生活の場とし、快適性、安全性を確保するため、次の事項を守るものとする。

(1) 他の利用者及び、施設職員に対する迷惑行為を慎む。

(2) 施設の規定した内容に従う。

6 事業者は、事業に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人健勝会 理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成21年 3月1日から施行する。

この規定は、平成21年11月1日から施行する。

この規定は、平成24年 9月1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 8月1日から施行する。